

国民年金よりお知らせ!!

障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級) の受給者となられた方へ



～国民年金保険料が免除になります。忘れずに手続きをして下さい。～

障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)の年金受給者になられた場合でも、20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。

国民年金制度には、国民年金、厚生年金、共済組合から障害基礎年金・障害厚生(共済)年金(1級・2級)の年金を受けているときは、届出により保険料を免除する「法定免除」があります。

受給者となられた方の届出は

- ・ 第1号被保険者の方⇒ 町民福祉課 (377-5653) まで
- ・ 第2号被保険者の方⇒ 現在手続きの必要はありませんが、退職により第1号被保険者となる時は、町民福祉課 (377-5653) まで
- ・ 第3号被保険者の方⇒ 現在手続きの必要はありませんが、配偶者の退職等により第1号被保険者となる時は、町民福祉課 (377-5653) まで
- ・ 国民年金未加入の方⇒ 町民福祉課 (377-5653) まで

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者、農林漁業に従事している方、学生等	会社や役所などに勤めている方(厚生年金・共済組合の加入者)	第2号被保険者に扶養されている配偶者

届出に必要なもの 年金手帳、年金証書、認印

《ご注意》

障害等の状況が軽減し、障害基礎年金の障害非該当による支給停止から3年を経過したときは、保険料の納付が必要となります。

有料広告募集

詳細は町ホームページ

<http://www.town.asahi.mie.jp/asahi/kokoku/bosyu.html>

お問い合わせ先

総務税務課 広報係 (377-5651)